

令和7年度移動販売事業運営費補助金

食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者や単身世帯等の見守りの役割も担う移動販売事業に対し必要な経費の一部を支援します。

事業概要

1) 補助対象者

県内に事務所又は事業所を有する個人事業者、企業、地域運営組織、農商工団体、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、その他の住民団体

※令和6年度以前に本補助金の交付を受けた事業者のみを補助対象とし、新規での募集は行わない

2) 補助対象経費

- ①移動販売車の燃料費、消耗品費、広告費
- ②インターネットサイトの構築費

3) 補助上限額等(①、②ともに補助率1/2以内)

- ①移動販売車1台当たり、2回目の交付では200千円、3回目の交付では100千円(補助金の交付は3回までとする。)
 - ②1事業者当たり、400千円(補助金の交付は1回に限るものとする。)
- ※交付回数は、令和3年度以降にこの補助金を交付する回数とし、令和2年度以前に交付した回数は含まない

4) 事業期間

交付決定日(令和7年5月以降)～令和8年1月31日(土)

5) その他

- ・週1回以上食料品・日用品の移動販売を実施していること
- ・移動販売等と合わせて地域の高齢者や単身世帯等の見守り活動を実施していること

見守り活動について

高齢者等の地域住民を日常生活や業務の中でさりげなく気に向け、異変を感じた場合には、関係機関へ連絡等を実施する活動です。

1) 対象者及び活動内容

業務の中で地域にお住いの高齢者等の異変を発見した場合は、業務に支障のない範囲で担当部署あてに連絡等を実施。

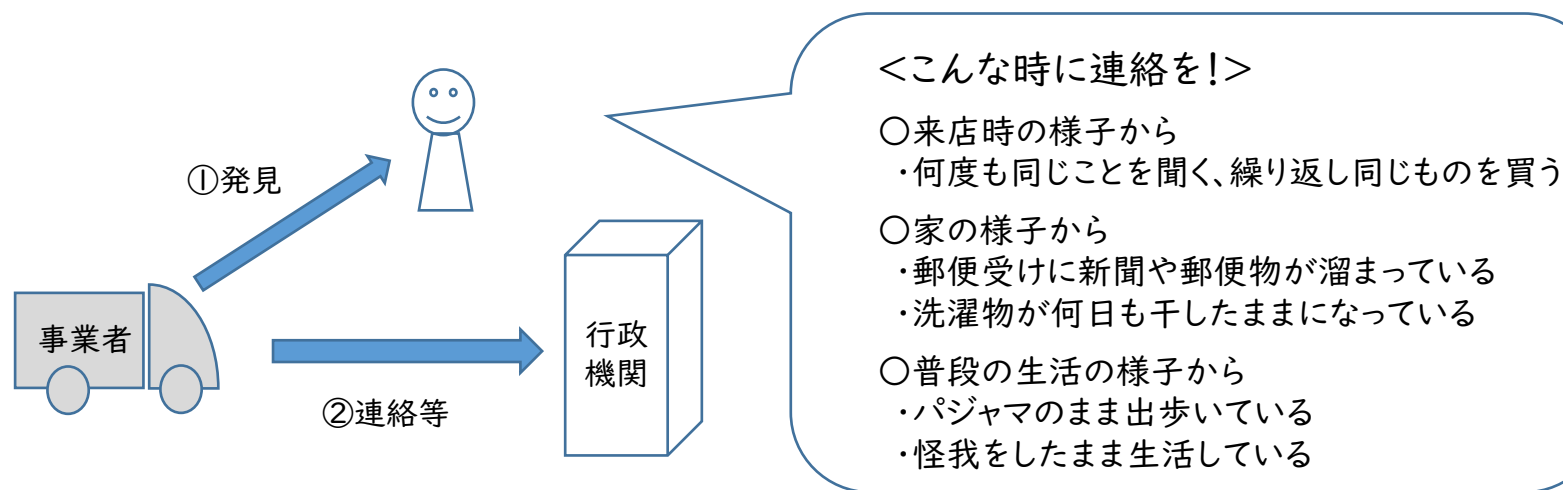
2) 連絡先

市町村の地域包括支援センター等、緊急の場合は警察署（110番）又は消防署（119番）

3) 連絡いただきたい内容

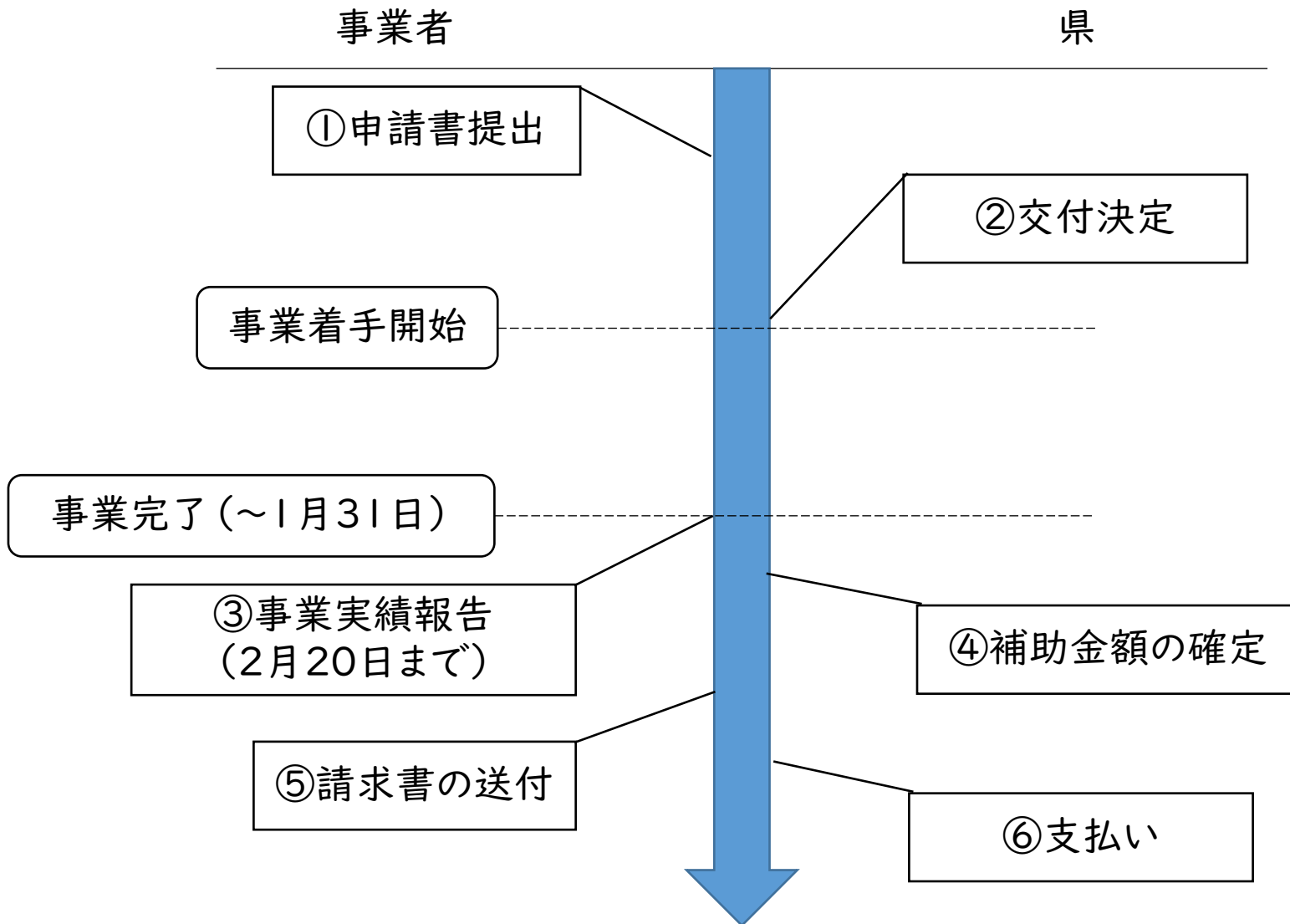
異変を発見した日時、場所、状況、対象者の住所、氏名、連絡先等（わかる範囲で）

※連絡をされる時は、可能であれば対象者の了解を得る。



事業の流れ

申請から補助金の支払いまでの流れは、以下のとおり。



申請・問い合わせ先

補助金の活用を希望される場合は、必要書類を下記の申込先まで提出してください。

1) 申込先・問合せ先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部地域福祉課 地域福祉係 宛て

TEL:058-272-8435

MAIL :c11219@pref.gifu.lg.jp

2) 提出書類

- ・移動販売事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）
- ・移動販売事業実施計画調書（第1号様式別紙）
- ・移動販売を行うことを証する書類
- ・生鮮三品の販売を行うことを証する書類
- ・販売ルートが分かる書類
- ・事業チラシ（作成している場合）
- ・移動販売事業運営費補助金の交付に係るチェックリスト

3) 持参、郵送（書留又は簡易書留）、メール

※メールでの提出の場合には、必要書類をPDF化して送付してください。

4) 提出期限

令和7年4月25日（金） ※必着

※申請多数の場合は、地域性等を考慮して交付決定を行います。